

緊急事態措置の要請による休業延長のお知らせ

いつも当店をご利用・ご愛顧いただき誠にありがとうございます。

政府の緊急事態宣言に基づく埼玉県からの「緊急事態措置」の延長要請により、1月12日から3月7日までの予定で休業していますが、緊急事態宣言が再延長されたことにより、**3月21日(日)まで休業を延長致します。**引き続き、埼玉県からの要請に基づき対応していきます。

今回も新型コロナウイルスの「**感染拡大防止**」を第一に考え、お客様とスタッフの安全を優先し、休業を再延長することといたしました。営業再開時には、今まで以上に愛されるお店を目指し、準備を進めてまいりたいと思います。お客様にはご理解いただきますようお願い申し上げます。

当店の営業については、当店ホームページ、Instagramにおいてご案内いたしますのでご覧いただければ幸いです。皆さまもどうぞお体にお気をつけ頂きお過ごしください。

休業期間：1月12日～3月21日(日)

2021年3月5日(金)

台湾食堂パイクー屋 桃園